

水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり

令和 6 年 4 月
石 川 県

水質汚濁防止法（以下、「法」といいます。）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

1 特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関する届出について

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置、変更等をしようとする場合は、知事への届出が必要です。

届出が必要なとき	届出書の種類 【根拠条文(法)】	届出時期
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	設置届出書 (様式第1) 【法第5条第1項又は第3項】	工事着手の60日前まで
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更をしようとするとき ・構造 ・使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の汚染状態及び量 ・排出水に係る用水及び排水の系統	変更届出書 (様式第1) 【法第7条】	工事着手の60日前まで
法改正等で新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置しているとき	使用届出書 (様式第1) 【法第6条第1項】	事由発生から30日以内
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更があったとき ・届出者の氏名、名称及び住所、法人にあつてはその代表者の氏名 ・工場、事業場の名称及び所在地	氏名等変更届出書 (様式第5) 【法第10条】	事由発生から30日以内
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき	使用廃止届出書 (様式第6) 【法第10条】	事由発生から30日以内
・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・届出者について相続、合併又は分割(届出に係る施設を承継させるものに限る。)があったとき	承継届出書 (様式第7) 【法第11条第3項】	事由発生から30日以内

備考1 様式第1には次の別紙を添付し、できる限り図面、表等を利用してください。変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

【特定施設に関する届出の場合】

- 別紙1 施設の構造
- 別紙1の2 施設の設備(有害物質使用特定施設の場合)
- 別紙2 施設の使用の方法
- 別紙3 汚水等の処理の方法
- 別紙4 排出水の汚染状態及び量
- 別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統

【有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の場合】

- 別紙12 施設の構造
 - 別紙13 施設の設備
 - 別紙14 施設の使用の方法
 - 別紙15 有害物質に係る用水及び排水の系統
又は貯蔵する有害物質に係る搬入及び搬出の系統
- (これらの届出は図面・表等を除き日本産業規格A4とします。)

2 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設定又は構造等の変更について、届出者は、届出の受理日から60日間は工事に着手できません(これを「実施制限期間」といいます。法第9条第1項)。内容審査の結果、適正な届出については、実施制限期間を短縮する通知を交付します。この通知の交付後は、工事着手予定日以前であっても工事を行うことができます(法第9条第2項)。

3 様式は、県のホームページ(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>)からダウンロードできます。届出書(添付書類とも)は、事業所で控を作成するとともに、最寄りの保健所(「6 水質汚濁防止法に関するお問い合わせ先、届出先」参照)へ正副2部を提出してください。

特定施設一覧(法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令(以下、「令」といいます。)第1条 別表第1)

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設 イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満のものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

番号	特定施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設

番号	特 定 施 設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	(削除)
26	無機顔料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	26号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

番号	特 定 施 設
30	発酵工業(5号、10号及び13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業(51号の石油精製業を除く。)の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

番号	特定施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	28～45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する物を混合するものに限る。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

番号	特定施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設 イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設 イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設 イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

番号	特 定 施 設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設(これらの浄水能力が1日当たり10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(66号の7及び66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

番号	特 定 施 設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800 m ² 未満の事業場に係るもの及び71号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの) イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72、73号に掲げるものを除く。)

2 排水基準について(法第3条、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号))

- ・ 特定事業場から公共用水域に排水を排出する場合、その汚染状態は排水基準に適合しなければなりません。(法第12条)
- ・ 排出水が排水基準に適合しているかどうかを1年に1回以上*の頻度で測定しなければなりません。(法第14条第1項、同施行規則第9条)
 - * 旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場は、一部の項目(砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量)については測定頻度を3年に1回以上とします。
- ・ 排出水の汚染状態を定期的に測定するとともに、測定結果を記録し、根拠資料も含めて3年間保存しなければなりません。(電磁的記録による保存も可)(法第14条第1項、同施行規則第9条)

(1) 人の健康に係る基準

(有害物質で健康に被害を生ずるおそれがある物質とその限度量)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
* 六価クロム化合物	0.2 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L	* ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外) 230 mg/L (海域)
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	* ふっ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外) 15 mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	* アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素)	100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		

(* 暫定排水基準が設定されている業種を8ページに掲載しています。)

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合、又は水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に基づき特定地下浸透水を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業に係る排水については、当分の間、適用しません。

(2) 生活環境に係る基準(水の汚染状態を示す項目で生活環境に被害を生ずるおそれのある物質)

★ 「上乗せ排水基準」を10ページに掲載しています。

☆ 窒素含有量又は磷含有量の規制対象湖沼及び海域を備考6、7に掲載しています。

* 暫定排水基準が設定されている業種を8ページに掲載しています。

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下(海域以外) 5.0以上9.0以下(海域)
★ 生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
★ 化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
★ 浮遊物質(SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
* 亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数(※)	日間平均 3,000 個/cm ³
☆* 窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
☆* 磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
 - この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用します。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しません。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用します。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。
【湖沼^{*1}】我谷ダム貯水池、手取川ダム貯水池、小屋ダム貯水池、八ヶ川ダム貯水池、河北潟、木場潟、柴山潟、北潟湖、邑知潟
【海域^{*2}】七尾湾
 - 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。
【湖沼^{*1}】内川ダム貯水池、屋川ダム貯水池、大日川ダム貯水池、我谷ダム貯水池、手取川ダム貯水池、小屋ダム貯水池、八ヶ川ダム貯水池、赤瀬ダム貯水池、九谷ダム貯水池、北河内ダム貯水池、河北潟、木場潟、柴山潟、北潟湖、邑知潟、赤浦潟
【海域^{*2}】七尾湾
- *1 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼
*2 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域

(※) 大腸菌群数は大腸菌数に改められ、同項目に係る許容限度は800CFU(コロニー形成単位)/mLに改められます。
(令和7年4月1日施行)

(3) 暫定排水基準

直ちに排水基準を達成することが困難な一部の業種に対して、暫定排水基準が設定されています。

項目	業種その他の区分	許容限度	適用期間
ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に関して、mg/L)	電気めっき業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	30	令和7年6月30日まで
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	40	
	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するものに限る。) に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の水域に排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間
	金属鉱業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	100	令和7年6月30日まで
	旅館業 (1リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300	当分の間
	旅館業 (1リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500	
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	12	令和7年6月30日まで
	電気めっき業 (排水量 50 m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	15	
	旅館業 (昭和49年12月1日において現に湧出していなかった温泉を利用するものであり、排水量 50 m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)		30
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)) を除く。)) を利用するものであり、排水量 50m ³ /日未満又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	40	
	電気めっき業 (排水量 50 m ³ /日未満に限る。)		50
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)) に限る。)) を利用するものであり、排水量 50 m ³ /日未満又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業 (令別表第1第1号に二ロに掲げる施設を有するものに限る。)	300	令和7年6月30日まで
	畜産農業 (令別表第1第1号に二イに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	
六価クロム化合物 (単位: mg/L)	電気めっき業	0.5	令和9年3月31日まで

項目	業種その他の区分	許容限度 (括弧内の数値は 日間平均値)	適用期間
窒素含有量 (単位: mg/L) 七尾湾*に排出される 排水に限って適用	天然ガス鉱業	160 (150)	令和10年 9月30日 まで
	畜産農業(令別表第1第1号の2イに掲げる豚房施設を有するものに限る)	130 (110)	
	酸化コバルト製造業	200 (100)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	4,100 (3,100)	
リン含有量 (単位: mg/L) 七尾湾*に排出される 排水に限って適用	畜産農業(令別表第1第1号の2イに掲げる豚房施設を有するものに限る)	22 (18)	令和10年 9月30日 まで
亜鉛含有量 (単位: mg/L)	電気めっき業	4	令和6年12月 10日まで

* 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域

(4) 上乘せ排水基準(法第3条第3項、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第47条)

下記の区域に排水を排出する工場・事業場（特定施設を設置するもの）には、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」で、より厳しい排水基準(上乘せ排水基準)が設定されています。

区 域 (水域適用年月日)	工 場 又 は 事 業 場		許 容 限 度						
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	
(1)犀川水域・ 浅野川水域 (昭和47年10月1日) 犀川本川及び浅野川本 川並びにこれらに流入 し、又はこれらから流出 する公共用水域	昭和46年3月1 日において既に 設置又は工事を していたもの	一般地域に 所在するもの	食料品製造業	80	120			100	150
			繊維工業	50	80			80	120
			パルプ・紙製造業	50	80			150	200
			病院、焼却施設、し尿処理施設	30	40			70	90
			その他のもの	20	30			70	110
	下水道整備地域に所在するもの	20	30			70	110		
昭和46年3月1 日後において設 置したもの	一般地域又は 下水道整備地 域に所在する もの	病院、焼却施設、し尿処理施設	30	40			70	90	
		その他のもの	20	30			70	110	
(2)大野川水域 (昭和48年7月6日) 河北潟調整池防潮堤か ら下流の大野川本川並 びにこれらに流入する 公共用水域(1)、(11)に 掲げる公共用水域を除 く。)	食料品製造業		80	120	80	120	100	150	
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設		30	40	30	40	70	90	
	下水道終末処理施設		20	30	20	30	70	90	
	その他のもの		60	80	60	80	80	120	
(3)大聖寺川水域 (昭和48年7月6日) 大聖寺川本川及びこれ に流入する公共用水域 (10)に掲げる公共用水 域を除く。)	食料品製造業		80	120			100	150	
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設		30	40			70	90	
	下水道終末処理施設		20	30			70	90	
	その他のもの		60	80			80	120	
(4)梯川水域 (昭和49年7月19日) 梯川本川及びこれに流 入する公共用水域	畜産業、食料品製造業、と畜死亡獣畜取扱業		80	120	80	120	100	150	
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設		30	40	30	40	70	90	
	下水道終末処理施設		20	30	20	30	70	90	
	その他のもの		60	80	60	80	80	120	
(5)新堀川水域 (昭和49年7月19日) 新堀川本川及びこれに 流入する公共用水域	一般地域に 所在するもの	畜産業、食料品製造業	80	120	80	120	100	150	
		病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90	
		下水道終末処理施設	20	30	20	30	60	90	
		その他のもの	60	80	60	80	80	120	
	下水道整備地域に所在するもの		20	30	20	30	70	90	
(6)御祓川水域 (昭和49年7月19日) 御祓川、毒見殿川、神 戸川及び大谷川本川並 びにこれらに流入し、又 はこれらから流出する公 共用水域	昭和62年6月30日以前に設置されたもの	冷凍調理食品製造業	60	80			80	120	
		産業廃棄物処理施設	30	40			70	90	
	畜産業、食料品製造業		80	120			100	150	
	病院、焼却施設、し尿処理施設		30	40			70	90	
	旅館業		60	80			80	120	
	その他のもの		20	30			70	110	

区 域 (水域適用年月日)	工 場 又 は 事 業 場	許 容 限 度					
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
(7)手取川水域 (昭和50年7月8日) 手取川本川及びこれに 流入し、又はこれから流 出する公共用水域 (1)、(4)に掲げる公共用 水域を除く。)	畜産業、食料品製造業 病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設 下水道終末処理施設 その他のもの	80	120			100	150
(8)七尾湾水域 (昭和50年7月8日) 七尾湾及びこれに流入 する公共用水域(6)に 掲げる公共用水域を除 く。)	畜産業、食料品製造業 病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設 下水道終末処理施設 その他のもの	80	120	80	120	100	150
(9)加賀沿岸水域 (昭和51年7月6日) 加賀市から白山市まで の間の陸岸の地先海域 及びこれに流入する公 共用水域(1)、(3)、(4)、 (5)、(7)に掲げる公共用 水域を除く。)	畜産業 病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設 下水道終末処理施設 その他のもの	80	120	80	120	100	150
(10)北潟湖 (昭和51年7月6日) 北潟湖及びこれに流入 する公共用水域	全部	20	30	20	30	70	110
(11)河北潟水域 (昭和52年6月10日) 河北潟及び河北潟放水 路並びにこれらに流入 する公共用水域(1)に 掲げる公共用水域を除 く。)	畜産業、旅館業 繊維工業 下水道終末処理施設 その他のもの	60	80	60	80	80	120
(12)河北沿岸水域 (昭和52年6月10日) 内灘町からかほく市まで の間の陸岸の地先海域 及びこれに流入する公 共用水域(11)に掲げる 公共用水域を除く。)	食料品製造業 病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設	80	120	80	120	100	150
(13)金沢沿岸水域 (昭和53年7月7日) 金沢市の陸岸の地先海 域及びこれに流入する 公共用水域(1)、(2)に 掲げる公共用水域を除 く。)	下水道終末処理施設 その他のもの	20	30	20	30	70	90
(14)羽咋川水域 (昭和58年7月12日) 羽咋川本川及びこれに 流入する公共用水域	畜産業 病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設 下水道終末処理施設 その他のもの	80	120			100	150
(15)米町川水域 (昭和58年7月12日) 米町川本川及びこれに 流入する公共用水域	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設 下水道終末処理施設 その他のもの	30	40			70	90
		20	30			70	90
		60	80			80	120

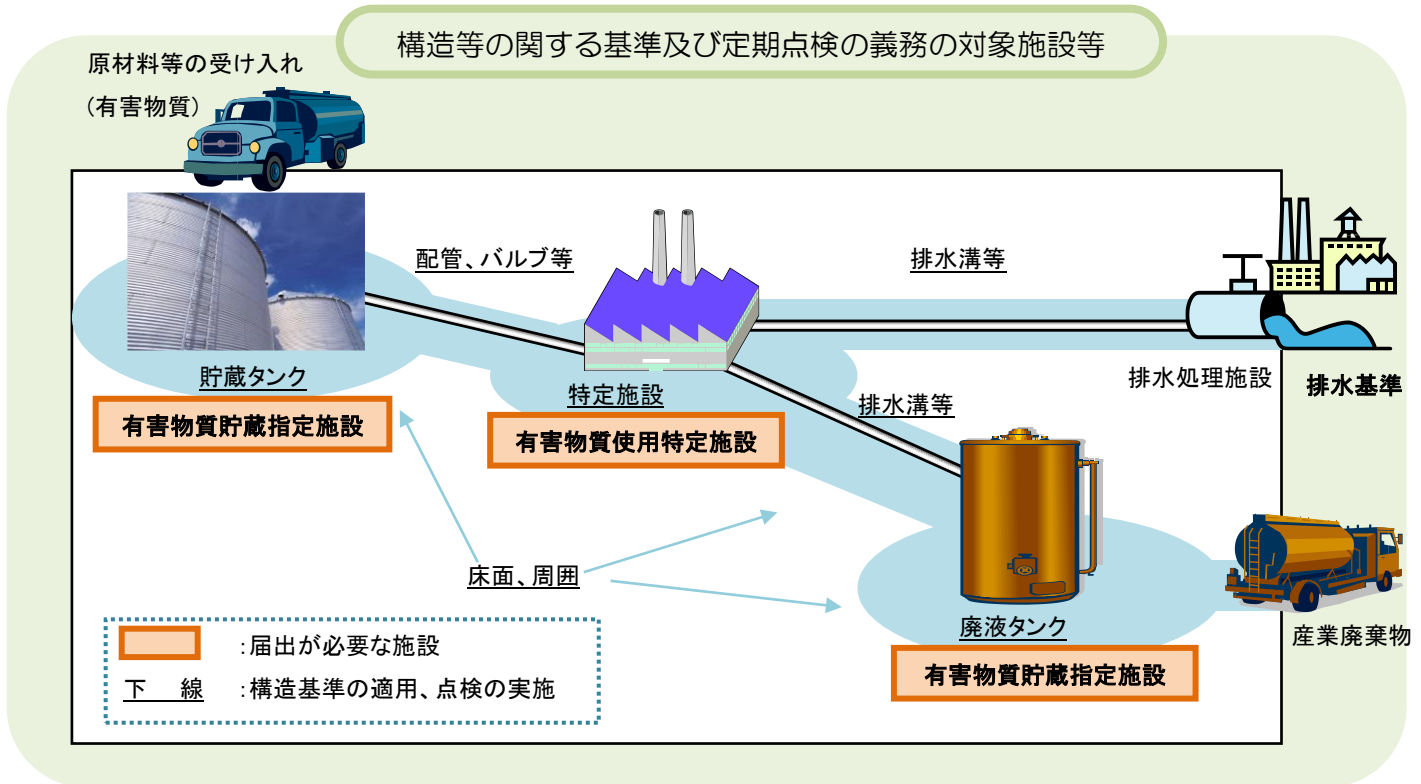
区 域 (水域適用年月日)	工 場 又 は 事 業 場	許 容 限 度					
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
(16)河原田川水域 (昭和 58 年 7 月 12 日) 河原田川本川及びこれ に流入する公共用水域	と畜死亡獣畜取扱業	80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
(17)町野川水域 (昭和 60 年 10 月 1 日) 町野川本川及びこれに 流入する公共用水域	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
(18)若山川水域 (昭和 60 年 10 月 1 日) 若山川本川及びこれに 流入する公共用水域	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
(19)能登半島沿岸水域 (昭和 60 年 10 月 1 日) 宝達志水町から七尾市 までの間の陸岸の地先 海域及びこれに流入す る公共用水域((6)、(8)、 (14)、(15)、(16)、(17)、 (18)に掲げる公共用水 域を除く。)	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン による洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120

備考 1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水量が 50 m³以上である工場又は事業場に
係る排水水について適用する。

- 2 下水道整備地域は下水道法第 2 条第 7 号に規定する排水区域、一般地域は下水道整備地域に属
さない地域を指します。
- 3 「冷凍調理食品製造業の用に供する施設及び弁当製造業の用に供するちゅう房施設」に係る工場又は
事業場は、「その他のもの」に含めます。
- 4 (2)から(5)まで、(7)から(9)まで又は(11)から(19)までのいずれかに掲げる区域に排水を排出する工場
又は事業場が、し尿処理施設とし尿処理施設以外の特定施設とを併設する場合における排水の汚
染状態についての許容限度は、し尿処理施設のみを設置するものとした場合に適用されるべき排水基
準によります。
- 5 (6)に掲げる区域に排水を排出する工場又は事業場が、し尿処理施設と特定施設 1 の 2 から 9 まで、
12 から 17 まで又は 66 の 2 に掲げる施設とを併設する場合における排水の汚染状態についての許
容限度は、し尿処理施設のみを設置するものとした場合に適用されるべき排水基準によります。
- 6 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態によるものとします。
- 7 この表に掲げる排水基準値の検定は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の
規定により、環境大臣が定める方法によるものとします。

3 地下水汚染の未然防止対策について

- 有害物質使用特定事業場は、有害物質使用特定施設に係る汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含む水で、有害物質が検出される水を地下に浸透させてはいけません。（法第12条の3）
- 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。（法第12条の4）
- 施設の構造・設備、使用の方法等について、定期的に点検し、その記録を3年間保存しなければなりません。（法第14条第5項、同施行規則第9条の2）



構造等に関する基準及び定期点検の方法

A 基準：新設設置（平成 24 年 6 月 1 日以降に設置）に適用される基準

B 基準：既設置（平成 24 年 6 月 1 日より前に設置）で A 基準に適合しないものに適用される基準

① 床面及び周囲

（イ、ロのいずれにも該当する必要があります。）

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ 床面は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料による構造とし、必要に応じて耐薬品性、不浸透性を有する材質で被覆されていること	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上
		ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿等が設置されていること	② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	② 1年に1回以上
	2	1. と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じた頻度	講じられた措置に応じた頻度
	3	施設本体が設置される床下の構造が、床面からの有害物質の漏えいを目視で容易に確認できるもの	床下への漏えいの有無	1月に1回以上
B	1	【施設本体が床面に接して設置】（点検可能な空間がない） 施設本体の接する床面が A 基準の 1 のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面及び周囲が A 基準に適合する	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上
		ロ 漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以外の措置が講じられていること	② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	② 1年に1回以上
	2	【施設本体が床面から離して設置】（目視による確認が可能） 施設本体の下部の床面が A 基準の 1 のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面及び周囲が A 基準に適合する	③ 施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ④ 施設本体からの漏えいの有無 ※④の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	③ 1年に1回以上 ④ 1月に1回以上 ※ 方法に応じた頻度

付帯する配管等についても、老朽化や破損等に伴い、飛散するおそれのある範囲には床面及び周囲の基準が適用されます。

② 施設本体

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
		規定なし	① 施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 【床面周囲がB基準に適合する場合】 ① 施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 ※②の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上 ① 1年に1回以上 ② 1月に1回以上 ※ 方法に応じた頻度

③ 配管等（地上配管）

（イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。）

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上
		ロ 容易に劣化するおそれのないこと		
		ハ 腐食のおそれがある場合は、外面に腐食防止の措置が講じられていること		
	2	漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置されていること		
B	1	漏えいを目視により確認できるよう設置されていること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 6月に1回以上 ② 6月に1回以上

※「配管等」とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）をいいます。

④ 配管等（地下配管）

（イ、ロ、ハのいずれかに該当する必要があります。）

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ トレンチ内に設置され、トレンチの底・側面はコンクリート、タイル等の不浸透性材料による構造とし、底面の表面は必要に応じて耐薬品性、不浸透性を有する材質で被覆されていること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチの側面底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上 ③ 1年に1回以上
		ロ 漏えいの防止に必要な強度を有し、容易に劣化するおそれがないこと。さらに、腐食のおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じること。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認又は同等以上の方法による漏えいの確認 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 方法に応じた頻度 ※2 3年に1回
		ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度
B	1	イ トレンチ内に設置されていること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチ床・側面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 6月に1回以上 ② 6月に1回以上 ③ 6月に1回以上
		ロ 漏えいを検知する装置又は流量の変動を計測する装置など漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えいの有無 ※上記の確認を有害物質の濃度の測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上
		ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度

⑤ 排水溝等

(イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。)

基準	区分	構造及び設備に関する基準		必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ	地下への浸透の防止に必要な強度を有すること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ※排水溝等から地下浸透を検知する装置、排水溝等での流量変動を計測する装置の適切な配置等、地下への浸透の確認措置を講じている場合、かつ地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下浸透の点検を行う場合は3月)に1回以上行う場合	1年に1回以上 ※3年に1回以上
		ロ	容易に劣化するおそれがないこと		
		ハ	表面は、必要に応じ耐薬品性、不浸透性を有する材質で被覆されていること		
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度
B	1	地下への浸透を検知する装置又は流量の変動を計測する装置を配置することその他の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること		① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無 ※②の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	① 6月に1回以上 ② 1月に1回以上 ※3月に1回以上
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度

※「排水溝等」とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。)をいいます。

⑥ 地下貯蔵施設

(イ、ロ、ハ又はイ、ロのいずれにも該当する必要があります。)

基準	区分	構造及び設備に関する基準		定期点検の内容	点検頻度
A	1	イ	タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、その他の漏えい等防止措置を講じた構造及び材質であること	内部の気圧若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 措置に応じた頻度 ※2 3年に1回以上
		ロ	腐食するおそれがある場合、外面に腐食防止措置が講じられていること		
		ハ	内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること		
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度
B	1	イ	内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無 ※上記の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上
		ロ	漏えい等を検知する装置又は流量の変動を計測する装置等を配置することその他、漏えい等を確認できる措置が講じられていること		
	2	イ	内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること	内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※上記以外の方法により漏えいを確認する場合	1年に1回以上 ※措置に応じた頻度
		ロ	内部にコーティングが行われていること		
	3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた点検	講じられた措置に応じた頻度

⑦ 使用の方法

(イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当する必要があります。)

基準	区分	構造及び設備に関する基準		必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A・B	1	イ	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下に浸透しない方法で行うこと	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下浸透の有無	1年に1回以上
		ロ	有害物質を含む水の補給状況、設備の作動状況確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じること		
		ハ	有害物質を含む水が漏えいした有害物質を含む水を回収、再利用又は適切に処理すること		
		ニ	イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法、回数を定めた管理要領が明確に定められていること		

備考

- 1 詳細は、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(環境省)」をご覧ください。
- 2 点検を行ったときは、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられています。なお、記録する内容は、次のように規定されています。(法施行規則第9条の2の3第1項)

- ①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - ②点検年月日
 - ③点検の方法及び結果
 - ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - ⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 3 定期点検以外であっても有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取扱いをすることとし、以下に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとされています。(法施行規則第9条の2の3第3項)
- ①異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - ②異常等を確認した年月日
 - ③異常等の内容
 - ④異常等を確認した者の氏名
 - ⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

4 事故時の措置について(法第14条の2)

特定事業場、指定事業場又は貯油事業場は、事故等が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水や排水基準に適合しないおそれのある水を、公共用水域に排出又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかに事故の状況と講じた措置の概要を届け出る必要があります。

- ① 有害物質等と対象事業場
 - ・有害物質 : 対象 特定事業場又は指定事業場
 - ・指定物質 : 対象 指定事業場
 - ・油 : 対象 貯油事業場等
 - ・生活環境に係る基準に適合しないおそれがある水 : 対象 特定事業場
- ② 届出時期 事故が生じた場合は、速やかに届出ください。
 ※届出書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。
 (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>)
- ③ 届出先 最寄りの保健所へ提出して下さい。(「6 水質汚濁防止法に関する お問い合わせ先、届出先」参照)

◎工場又は事業場においては、有害化学物質*の大規模拡散や流出などの起きてはならない最悪の事態に備え、日頃から、適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築しておいて下さい。
 [石川県強靱化計画(推進方針)H28.3]
 ※有害化学物質:PRTR法届出対象物質など、環境関連法令において、事故時における応急措置や通報・届出が義務化されているもの。

◎すべての事業者の責務として、事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握するとともに、汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚染の防止のために必要な措置を講じなければなりません。(法第14条の4)

有害物質(法第2条第2項第1号、同施行令第2条)

1. カドミウム及びその化合物	15. 1,2-ジクロロエチレン
2. シアン化合物	16. 1,1,1-トリクロロエタン
3. 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	17. 1,1,2-トリクロロエタン
4. 鉛及びその化合物	18. 1,3-ジクロロプロペン
5. 六価クロム化合物	19. チウラム
6. 砒素及びその化合物	20. シマジン
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21. チオベンカルブ
8. ポリ塩化ビフェニル	22. ベンゼン
9. トリクロロエチレン	23. セレン及びその化合物
10. テトラクロロエチレン	24. ほう素及びその化合物
11. ジクロロメタン	25. ふっ素及びその化合物
12. 四塩化炭素	26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13. 1,2-ジクロロエタン	27. 塩化ビニルモノマー
14. 1,1-ジクロロエチレン	28. 1,4-ジオキサン

指定物質(法第2条第4項、同施行令第3条の3)

1. ホルムアルデヒド	(別名イプロベンホス、IBP)
2. ヒドラジン	35. 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
3. ヒドロキシルアミン	36. チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル -4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
4. 過酸化水素	37. チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサ ゾリル) (別名イソキサチオン)
5. 塩化水素	38. 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン、CNP)
6. 水酸化ナトリウム	39. チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジ ル) (別名クロルピリホス)
7. アクリロニトリル	40. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
8. 水酸化カリウム	41. エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオ エチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プ ロピオナート (別名アラニカルブ)
9. アクリルアミド	42. 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ -4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
10. アクリル酸	43. 臭素
11. 次亜塩素酸ナトリウム	44. アルミニウム及びその化合物
12. 二硫化炭素	45. ニッケル及びその化合物
13. 酢酸エチル	46. モリブデン及びその化合物
14. メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (別名 MTBE)	47. アンチモン及びその化合物
15. 硫酸	48. 塩素酸及びその塩
16. ホスゲン	49. 臭素酸及びその塩
17. 1,2-ジクロロプロパン	50. クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除 く)
18. クロルスルホン酸	51. マンガン及びその化合物
19. 塩化チオニル	52. 鉄及びその化合物
20. クロホルム	53. 銅及びその化合物
21. 硫酸ジメチル	54. 亜鉛及びその化合物
22. クロルピクリン	55. フェノール類及びその塩類
23. りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス、DDVP)	56. 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカ ン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
24. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス、ESP)	57. アニリン
25. トルエン	58. ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)及びそ の塩
26. エピクロロヒドリン	59. ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS)及びその塩
27. スチレン	60. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
28. キシレン	
29. パラ-ジクロロベンゼン	
30. N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ、BPMC)	
31. 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	
32. テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル、TPN)	
33. チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン、MEP)	
34. チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	

油(法第2条第5項、同施行令第3条の4)

1. 原油	5. 灯油
2. 重油	6. 揮発油
3. 潤滑油	7. 動植物油
4. 軽油	

5 主な罰則について

適用	罰 則	(根拠条文)
• 計画変更命令又は改善命令等に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(法第30条)
• 排水基準に違反したもの	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失により排水基準違反をした場合は 3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	(法第31条)
• 緊急時の措置命令又は応急措置命令に違反した者		
• 特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	(法第32条)
• 特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	(法第33条)
• 工事の実施制限期間に違反した者		
• 排水、特定地下浸透水の汚染状態及び有害物質使用特定施設等の点検の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者		
• 知事等が求める報告をせず、若しくは虚偽の報告し、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした者		
• 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	(法第34条)

6 水質汚濁防止法に関するお問い合わせ先、届出先

機関	南加賀保健福祉センター	石川中央保健福祉センター	能登中部保健福祉センター	能登北部保健福祉センター
連絡先	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地 TEL (0761) 22-0795 FAX (0761) 22-0805	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地 TEL (076) 275-2642 FAX (076) 275-2257	〒926-0021 七尾市本府中町ノ27番9 TEL (0767) 53-2482 FAX (0767) 53-2484	〒928-0079 輪島市鳳至町島田102番地4 TEL (0768) 22-2028 FAX (0768) 22-5550
管轄地域	小松市、加賀市、能美市、川北町	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

(参考1) 用語の説明

用語	意味
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の水域とそれに接続する用水路等の水路をいいます。
有害物質	人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいいます。
指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。
特定施設	有害物質や汚染した排水を流すおそれがある施設として政令で定めるものをいいます。その施設を設置する事業場を特定事業場といいます。
指定施設	有害物質を貯蔵・使用、又は指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設をいいます。その施設を設置する事業場を指定事業場といいます。
有害物質使用特定施設	特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。その施設を設置する事業場を有害物質使用特定事業場といいます。
有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいいます。
貯油施設等	原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯蔵、若しくはこれらの油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。その施設を設置する事業所を貯油事業場といいます。
排水基準	事業場からの排水の汚染状態についての許容限度を定めたものであり、特定事業場からの排水は排水基準以下でなければなりません。なお、法第3条第3項に基づき、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」で、より厳しい排水基準(上乘せ排水基準)が設定されています。
特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むものをいいます。

(参考2) 水質汚濁防止法に関連する改正について

最近の水質汚濁防止法、政令、省令等の改正について概要を紹介します。なお、これらの改正内容はこの「しおり」に反映しています。

- 平成24年 6月 1日施行
 - ・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質を貯蔵するタンク等の施設等が新たに規制対象に追加されました。
 - ・施設本体のみならず、床面や周囲、付帯する配管、排水溝等並びに使用の方法に関して「構造等に関する基準」の遵守義務が創設されました。
 - ・漏えいの防止に配慮した構造に応じて点検を行い、その結果の記録・保存義務が課されました。
- 平成24年10月 1日施行 ヘキサメチレンテトラミンが指定物質に追加されました。
- 平成25年10月 1日施行 海域の窒素及び燐に係る暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成26年12月 1日施行 カドミウム及びその化合物の排水基準が0.1 mg/Lから0.03 mg/Lに変更され、暫定排水基準が設定されました。
- 平成27年 5月25日施行 1,4-ジオキサンの暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成27年10月21日施行 トリクロロエチレンが0.3 mg/Lから0.1 mg/Lに変更されました。
- 平成28年 4月 1日施行 石川県強靱化計画の策定を受けて、大規模自然災害時に備えた、有害化学物質の適正管理や、漏えい等に対する応急措置が講じられる体制を構築する旨の注意事項を追加しました。
- 平成28年 7月 1日施行 ホウ素及びホウ素化合物、フッ素及びフッ素化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成28年12月 1日施行 カドミウム及びその化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成28年12月11日施行 亜鉛含有量の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成29年 8月16日施行 特定施設から「25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設」が削除されました。
- 平成29年12月 1日施行 カドミウム及びその化合物の暫定排水基準が適用される業種の一部が除外されました。
- 平成30年 5月25日施行 1,4-ジオキサンの暫定排水基準が更新・変更されました。
- 平成30年10月 1日施行 海域の窒素・りんの暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和元年 7月 1日施行 ほう素及びほう素化合物、ふっ素及びふっ素化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和元年12月 1日施行 カドミウム及びその化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和 2年 4月 1日施行 特定施設の「70の2 自動車分解整備事業」が「70の2 自動車特定整備事業」に変更されました。
- 令和 2年 6月21日施行 特定施設の「69の2 中央卸売市場」及び「69の3 地方卸売市場」が「69の2 卸売市場」に変更されました。
- 令和 2年12月19日施行 特定施設「66の3 旅館業」から、住宅宿泊事業に係るものが除かれました。
- 令和 2年12月28日施行 排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果の記録の保存について、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うことができるようになりました。
- 令和 3年 5月25日施行 1,4-ジオキサンの暫定排水基準の適用が終了しました。
- 令和 3年10月 1日施行 海域の窒素含有量の暫定排水基準が更新されました。
- 令和 3年12月11日施行 亜鉛含有量の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和 4年 7月 1日施行 ほう素及びほう素化合物、ふっ素及びふっ素化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和 5年 2月 1日施行 アニリン、PFOA及びその塩、PFOS及びその塩、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸が指定物質に追加されました。
- 令和 5年 2月28日施行 燐含有量についての排水基準が適用される湖沼に九谷ダム貯水池、北河内ダム貯水池が追加されました。
- 令和 5年10月 1日施行 窒素含有量、燐含有量の暫定排水基準が更新・変更されました。
- 令和 6年 4月 1日施行 六価クロムの排水基準が変更、一部の業種に対して暫定排水基準が設定されました。

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

水環境グループ

TEL(076)225-1491(直通) FAX(076)225-1466

E-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp

(HP) <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>